



スポーツ・コンプライアンス教育の充実に向けた情報発信企画の第3弾は、薄井知道先生にご登場いただいた。

薄井先生は青森県・岩手県でスポーツドクターとして日々、スポーツ選手のためにケガの治療やケアをしておられる。そうした日常がある事件を境に一変。ご息が中学校時代に陸上部顧問から受けたパワハラに関して立ち向かうべく、自らスポーツ・コンプライアンス・オフィサーの講習を受け、教育委員会と一緒に調査、事実究明された。事の経緯を含め、同じ様な状況にある生徒や保護者、さらには学校関係者の方にも知っていただきたいとの強い思いから薄井先生に語っていただいた。

I. 実体験から語られる、 スポーツ・コンプライアンス・オフィサーの重要性

薄井 知道

八戸赤十字病院 整形外科部長
スポーツ・コンプライアンス・オフィサー

ある日突然

まずは、私がスポーツ・コンプライアンス・オフィサー（SCO）を受講するきっかけにもなった事件について経緯をお話しさせていただきます。

息子は「岩手から世界を目指す」という県のプロジェクト、いわてスーパーキッズ6期生で、事件が起きる前はスポーツに熱心に取り組んでおりました。元来、身体能力が高く、年2回行われるスーパーキッズでの体力測定（パワー、スピード、反応性、俊敏性、巧緻性、柔軟性を総合的に評価）では6期生の中で1位、中学入学後は陸上部に入部し、短距離では県で1位か2位で当時は本気で世界を目指そうと考えていました。また文武両道を目指し、学校生活ではクラス委員や学習係を努め、学業成績も学年で3番以内でした。しかし執拗な陸上部顧問からのハラスメントにより、陸上を辞め、スポーツに対する情熱を失い、中学卒業後は運動部には入らず、定期的にスポーツをすることはなく

なりました。

2018年2月、折りしもレスリングのパワハラ問題が勃発し、指導者と選手間のコンプライアンス問題が取り沙汰されている最中でしたが、息子宛に国立スポーツ科学センター（JISS）からアンケート調査がありました。そしてアンケートでの過去のスポーツ指導者との関係を問う質問項目に「中学時代に陸上部顧問から受けたパワハラのために今はスポーツをしていない」という内容を息子本人が書いたことが事の始まりでした。その後、日本スポーツ協会の相談窓口から日本陸連、県陸上競技協会を経て、当該中学校に調査依頼がされ、それと並行して私からも同年5月に事件の調査を正式に学校に依頼しました。



中学校の部活動でのことは息子や妻から話を聞くことはありましたが、まさか、学校でそんなことがあるのかという思いと、あまり学校側にしつこく話を聞くとクレイマーのように思われるのではないかと、大事になってしまうのではないかとという思いが正直ありました。ただ問題となった顧問の先生とは2度ほどお会いしたことがありましたが、印象としては指導の考え方に対して、部の運営に関してもワンマンで強引な先生だなという印象はありました。実際、顧問教諭は体育大学卒で当時51歳、当該校勤務は8年目で体育科主任、市の中学校陸上競技専門部委員長という要職にありましたから学校管理職も教諭の行為を容認していました。

そしてこれは保護者の誰もが思うことですが、私としても事の真相を正しく教えてほしいという思いから、学校側にいくつかのエピソードを提示して「息子本人が、在学中の学校の対応に納得できていない。なぜ、そのような対応になったかを教えて欲しい。息子本人の言い分は聞いたが、学校側にも理由があってやったことだろうから、それを教えていただきたい。当時は息子にも保護者にも全く説明がなかった。もし本人に非があるようであれば、保護者として息子に指導・教育する責任がある。」と当時の校長にお願いし、日本スポーツ協会からの事件の調査依頼もありましたので、学校は少々調査を行いました。

そして、その3カ月後に学校と市教育委員会から聴き取り調査の結果を報告したいとの連絡があり、9月に報告の場が設けられました。

学校からの報告

当初の学校側の回答は「顧問教諭の供述より、指摘された事実はその通りであるが、その理由は、息子が集団行動の中で勝手な行動をして指導しても改善されなかったため、顧問教諭は息子を部活動では遠征のバスに乗せず、全校応援での市の大会でも、他の生徒と一緒に練習させず、選手ではあるが選手団と一緒に行



動させず応援団のバスで移動させ、応援団席に置いた。大会後の選手の集合写真（記念写真）に息子だけ入れなかったのは、2年間とも教諭が失念した。ただし、ジュニアオリンピックの出場辞退を強要し保護者を恫喝し辞退させたこと、転部届を職員室で皆の前で読み上げたことは加害教諭の感情的理由によるものである。」というものでした。その話を聞いて、「やはり息子にも原因があったか」と最初は思いましたが、しかし、ついこの前まで小学生だった子どもに対する対応としてはあまりにもやりすぎであるし、できないからやらせないではできるようにならない、それは『教育』とは言えない。中学校1年生の1学期なのだから何もできなくて当然なのではないかとも思いました。また息子は当時、県の陸上強化練習や学外でのスポーツ活動、課外活動にも参加し、毎週のように行われるスーパーキッズのトレーニング、年2回の合宿にも参加していました。しかしそこでは問題行動を指摘されたことはありませんでしたから、「なぜ陸上部だけ？」と大いに疑問の残る回答でした。

そのような思いを持ちながら、さらに問題となった該当する大会がいつのものを聞いてみると、「いつ、どの大会でのことかは、わからない」と言われ、「ではそれを誰が見ていたのですか？」と聞くと、実際には誰もその様子を見ておらず、それに関する返事、具体的な教員名の提示はできないというような、調査・報告の基本である「いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どうした」という5W 1Hの明確な提示はありませんでした。5W 1Hの明示なしでは事の真偽は検証できず、自分たちに都合の良い作話ができる

という状況での報告でした。その後、一転して学校側から「〇〇の大会での移動のバスの中で、息子が騒ぎ、補食を勝手に食べた」また「別の〇〇大会では、会場で勝手な行動をしていた」など、いくつかの具体的エピソードの提示がありましたが、実は息子はそのバスには乗っていないこと、学校側が説明する大会にはケガをして参加していなかったことなどを伝え、さらに陸上部の大会で息子が先輩たちと打ち解け違和感なく過ごす陣地での様子が撮影された映像、他の生徒と協力して練習・競技に集中している映像などを提示し、加えて同級生や当時の部員の保護者のみなさんからも証拠となる写真・映像、情報といったものをご提供いただき、それを示すことで学校側の言い分はすべて否定され、ついには学校は何も言えなくなりました。当初の報告はあまりにもお粗末な言い訳や嘘を重ねた説明でしたので、まったく話し合いになりませんでした。

学校側との話し合いを何度か行った後、今後もこのような状況が続くのは良くないと思い、一言、『公文書は公務員が業務上作成した文書』と定義され、報告書は有印公文書であること、そして十分な事実確認をせずに故意に虚偽の内容の公文書を作成すれば『刑法第155、156条 公文書偽造、虚偽の公文書作成等の罪』に抵触し犯罪行為となる可能性があること、また県教職員コンプライアンスマニュアルの懲戒処分等の標準処分例においては、『第2-1. 一般職務に関する非違行為（5）虚偽報告』となり得ること、そして加害教諭を擁護するために根拠もなく被害生徒の悪評を報告書に記載することは、いわゆる被害生徒に対する『セカンド・レイプ』と同じであり、『教育者として、あってはならないこと』であることを伝え、釘を刺しました。その後は学校と教育委員会ともに態度が一変し、事実に基づいた報告と報告書の作成に緊張感を持っていただけたかなと感じました。

SCO 講習会受講

こうした話し合いを進めるなかで私は、指導者が



写真はイメージです。本文とは関係ありません。

行った行動や学校側の対応の是非を判断するために「スポーツにおけるコンプライアンスとは何か」を知る必要性を感じ、SCOの講習を受講することにしました。そして、SCOの受講をきっかけにスポーツ・コンプライアンスの知識を得ることができ、調査においては5W1Hを明確にすること、処分においては懲戒処分規程を熟知することが重要であることを学びました。さらに武藤芳照 代表理事にも、本件を相談し、的確なアドバイスをいただくなかで市議会議員さんへの相談を勧められました。その結果、多くの方が事件を認知することとなり、より多くの支援とご協力を得ることができました。またSCOの講習で学んだことで、被害生徒の保護者としての立場とSCOとしての立場の使い分けがむずかしい点でもありましたが、できるだけ個人的な考えや感情的意見にならないように俯瞰の視点で見るように心がけました。得てして、学校側の説明は「規則で決まっている」とか、「そういうルールです」といった説明をしてることが多かったのですが、それに対しても、「そもそも本当に規則はあったのか、文書で明記されているか、それは皆に周知されていたのか」に始まり、「その規則やルールはコンプライアンスとして正しいのか、スポーツ医科学理論や文科省のガイドラインに沿っているか」といったようなことから問い正すことができ、臆することなく学校側と向き合えたことは、SCOの立場があつてこそできたことだと思っております。

さらに、個人的に地元の弁護士さんにもご協力をお

願いし、学校側との話し合いに同席いただき話し合いを進めたことで、学校側も徐々に協力的な姿勢となり、そこからは真相究明をスムーズに進めることができるようになりました。

事件の調査・加害教諭の懲戒処分

その後、事態は一気に動き始め、SCOとして、①当方による関係教職員への直接聴き取り、②当時の陸上部員へのアンケート、③管理職も含め事件に関係した教員から息子への謝罪文、反省文の提出、などを市教育委員会と協同で行いました。その結果、当初の学校からの報告とは全く異なる事実が見えてきました。その後、さらに調査が進められ、本件においては『経験のみに頼った時代遅れの指導を続けていた陸上部顧問教師が、いわてスーパーキッズプロジェクトでupdateな教育を受けて来た新入部員に対して、「気に入らない」という感情的理由から事実と反する悪評を流し、さまざまな理由づけをして仲間外れにして孤立させ、周囲を巻き込み嫌がらせを執拗に繰り返した』という構図が解明されました。

具体的には、20件あまりの加害教諭の息子に対する執拗・悪質なハラスメント（付.1）、また教諭は他の複数の生徒にも同様の行為を繰り返し退部に追い込んでいた事実、さらに教諭の大会遠征費に関わる不適正会計処理などが確認されました。最終的には教諭自身もその事実を認め、報告書と誓約書が作成され、『学校事故報告書』が教育委員会に提出された後に、



2020年11月、県教育委員会からの加害教諭への処分『地方公務員法違反（第29条第1項各号）不適切な言動：停職5月』が下されました。

加害教諭の行為は総じて不適切行為・言動、ハラスメント、いじめ、虐待などと称されますが、本件では一般社会においては違法（犯罪）行為と評価され得る行為も確認され、基礎となる事実関係は加害教諭自身も認めています。具体的には『名誉毀損（刑法230条）』、『侮辱罪（刑法231条）』、『脅迫行為（刑法222条）』、『強要（刑法223条）』、『背任行為（刑法247条）』、『詐欺（刑法246条）』、『横領（刑法253条）』など、それぞれについて刑法上の犯罪が成立する可能性があるのみならず、公務員倫理に反し、学校、教育の信頼を失う行為であり、地方公務員法33条（信用失墜行為の禁止）に抵触し懲戒処分の対象となります。

事件調査のポイント・争点

『動機』、『故意か過失か』、『情状酌量する事情はあるか』

本件における加害教諭の行為は、部活動や学校生活において皆の前で堂々で行われていましたから、その行為自体を否認することは困難でした。したがって、教諭の処分における量刑を決めるにあたっては、行為の理由・動機において如何に教諭が擁護されるかが争点となりました。

当初の学校側の報告書では「生徒に問題行動があり、指導しても改善されず、それが教諭の行為の原因となった」と、生徒に責任があるかのような理由づけがされました。その目的は、1つは『遅刻や社会的ルールを欠いた言動などが見られ、再三注意してもそれが改善されない者に対して、一定程度強く注意することはパワハラに該当しない』という社会規範（ハラスメント規制法・指針）に準じて「教諭の行為は指導の範疇である」と訴えるためであったと考えられます。また2つ目は、事実と反する生徒の問題行動を繰り返し強調し「当該生徒は、とんでもない生徒だった」とい

う印象を与え、教諭の行為の理由において「生徒に問題があり、その対応に苦慮し、仕方なくやった事だ」と故意ではなく過失の要因が強いことを主張するためと考えられます。それらは教諭の処分の指標となる県教職員コンプライアンスマニュアルの懲戒処分等の標準処分例（付.2）第1 基本事項の4.（1）、（2）において、「非違行為の動機」、「故意又は過失の程度」が問われ、また処分軽減の項目、6.「次の各号に掲げる場合は処分を軽減する事がある」、（2）「その他、非違行為を行うに至った経緯、その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき」に合致させ得るため、そうして処分を回避・軽減するために意図して事実でない事象を捏造し、虚偽の報告を行うに至ったと考えられました。

そこで調査においては「はたして本当に生徒に問題行動はあったのか、その具体的エピソードはあるか」が一番のポイント・争点であると考え、そこに重点を置き検証しました。その結果、当初報告された「息子が集団の中で勝手な行動をして、指導しても改善されなかった」という具体的エピソードは、加害教諭も含め誰からも提示されず、部員へのアンケートにも記載されませんでした。またそれ以外の当初の報告で問題視された事象、加害教諭による息子の悪評も他の教員の証言などからほぼ全てが否定され、当初より学校側の言っていた陸上部内の規則やルールも部員の多くは知らないという、何一つ事実としては確認されませんでした。しかし、それでも学校管理職の中には「確認できないからといって、なかったとは言えない」、「見てないところで、あったかも知れない」などと、事の是非を判断する根拠とは成り得ない、見苦しい主張を繰り返す者もいました。最終的には、さまざまな事実と証拠・証言から、加害教諭自身が「生徒を気に入らないという感情が自身の行為の原因であった」、「当初から自分を正当化するため、生徒を貶めるために嘘をついていた」ということを認めざるを得なくなり、動機が確定しました。

SCOとして

今回は、SCOの立場から、単に処分で終わりにするのではなく、2020年8月に本件の関係教職員に対して『事件とコンプライアンスに関するアンケート調査』を実施し、その結果を同年11月の第二回SCO事例報告会で報告しました。アンケート中の『事件の発生要因と背景』に関する項目では、加害教諭は自身の行為を正当化するために事実と反する息子の悪評を入学当初から職員室で吹聴していたこと、周囲の教員は加害教諭に意見できず、意見しても教諭が考えを変えることはなかったこと、アンケートに回答した教員の誰もが、今現在は「息子に対する加害教諭の行為は『指導ではない』、『差別、人権侵害である』、『精神的（心理的）虐待である』、『地方公務員法第33条（公務員の信用失墜行為の禁止）に抵触する』』という認識であることが回答されました。

さらにその後も再発防止に向けて、当方から学校側にいくつか提案をしましたが、「前例がない」という理由で受け入れられず、残念ながら実現には至っておりません。

今回、一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構の協力を得たことは、学校側の態度が一変したように、私にとって非常に心強いものでした。その中で、私自身、当初は『息子の名誉の回復のため』の事実究明に意識が集中していましたが、徐々に事実が明確になってくると『未来の子どもたちのための再発予防対策の必要性』を感じるようになり、さらに、公共の利益のために事件の詳細の公表を考えるようになりました。そして、当時、親として子どもに何もしてあげられなかった私自身にとっては恥ずかしいことではありますが、SCO事例報告会に本件を提示し、皆様に周知していただくことで情報を共有させていただいております。さらに武藤芳照 代表理事をはじめスタッフの方々、そして一緒に講習会を受講したオフィサーの皆様からも暖かい励ましと多くのアドバイスをいただき、今後は「同様の事件の再発防止のため

には何をすべきか」だけでなく、「被害生徒に対する支援、そのために何をすべきか」までを考えていく必要があると捉えるようにもなりました。

昨今、部活動における指導者と選手のトラブルが数多くメディアで報道され、選手が自ら命を絶つ最悪のケースも散見されます。本件も一歩間違えばそうなっていたかもしれません。また今回はJISSからのアンケート調査をきっかけに事件が発覚しましたが、おそらく

全国には同じような部活動での問題を抱え、それを言い出すことができずに泣き寝入りしたり、勇気を出して訴えても聞いてもらえず、さらに立場が悪くなった選手もいると思います。スポーツを嫌いにさせないように、さらには最悪な事態にならないように、そのときに私たちSCOが力になってあげられるように、今回の私の経験が少しでもお役に立つことを願っております。

Ⅱ. スポーツ・コンプライアンス・オフィサーとしての活動

今回、先生には事件に関する詳細な資料もご提示いただき、実際に取り上げられた報道資料などもお送りいただいた。すべての経緯について被害者家族としてのお立場として先生のご苦勞など、そのすべてをお伝えすることはできなかつたかと思うが、読者の皆様へは是非SCOの活動のなかで、今回の記事をお役に立てただけであれば幸いである。最後に、薄井先生に今後の抱負などをうかがった

——なぜスポーツ・コンプライアンス・オフィサー養成講座を受講しようと思ったのですか？

前述した事件がきっかけとなり、学校側と話し合いを行ううえで、誰よりも自分自身がコンプライアンスに関する知識・概念を持つことが必要だと考えたからです。そして今回は、不祥事に対する対応やその調査方法・ポイントを学び、裁判に提訴したり第三者委員会の立ち上げをお願いすることなく正当な手段で事件の詳細を解明することができました。

——今回、問題となった指導者は、選手がケガをしても練習をやらせるといった行為も問題となっておりました。先生は、SCOとしてのお立場だけでなく、スポーツドクターのお立場からも、どのように受け止

められましたか？

その点に関しましては私だけでなく、体育指導者の先生方も問題にされておりました。今回の事件もありますし、岩手県では『不来方高校バレー部員の指導死』の問題もあったことで、現在、県内ではコンプライアンス教育が盛んに行われています。その教育のなかで、部活動の指導での体罰や暴言の問題、適切な休養や適切なケガへの対応といった指導も含まれており、今回の問題となった指導者の言動や行動は非常に不適切な指導であると認識されています。

そうした正しい教育を現場の先生方が学んでいくことで、悲しい事件が繰り返されなくなるのではないかと、今後も続けられるスポーツ・コンプライアンス教育に期待しております。

——今後どのような活動をされていきたいと思っておりますか？

今後は、SCOとして地域での活動になにか貢献できることがあればと思っております。

現在、岩手県は2020年7月に『不来方高校バレー部員の指導死』における第三者委員会の調査・報告中の提言で、『再発予防に関する岩手モデルの策定』に取り組んでおります。私もSCOとして、また、被

害生徒の保護者のひとりとして何かお手伝いできればと考えています。

さらに、今回の私の経験がお役に立つのであれば、講演などをご協力させていただきたいと思っております。

す。ご要望がございましたら、ぜひ、ご連絡いただければと思います。

(取材・構成：編集工房ソシエタス 田口久美子)



薄井 知道 (うすい・ともみち)

茨城県立水戸第一高等学校卒業。岩手医科大学医学部卒業 医師免許取得。
現在、八戸赤十字病院 整形外科部長
取得資格：日本整形外科学会 専門医、認定スポーツ医、認定脊椎脊髄病医、日本スポーツ協会公認スポーツドクター、日本脊椎脊髄病学会指導医、厚生労働省医政局長認定臨床研修指導医、OPESC 認定スポーツ・コンプライアンス・オフィサー（2019年取得）

付.1 確認された加害教諭の不適切言動・行為

加害教諭は『生徒が気に入らない』という感情的理由で、

01. 2014年5月～：生徒に対する誹謗中傷を日常的に行い、職員室で悪評を吹聴し「生徒は問題児である」という刷り込みを行った。
02. 2014年5月：体育の授業や体育祭の練習においても、教諭は生徒に対し「おまえは俺の指導に従わない。」と言って、幾度となく皆の前で大声で叱責した。生徒に対するネガティブな印象を与えるラベリング・刷り込みを、他の生徒、教職員に対して行なった。
03. 2014年5月：生徒が中学入学後に初めて参加する大会（地区通信陸上）の直前3日間を理由も言わず帰宅させ、1人だけ練習させなかった。その際、生徒と保護者への理由の説明は無かった。
04. 2014年5月：肉離れ後の回復期に脚の違和感を感じ、医師の指示のもと歩いて調節していた生徒に対して、「100mを2本走れ」と強要した。走ることを断った生徒を非難し、職員室で「当該生徒は指導に従わない」と吹聴した。
05. 2014年6月～：部活動において、怪我をしていた生徒に対して「皆と一緒にやらず自分のペースで練習しなさい」という指示をし、当該生徒は指示通りに別メニューで練習した。しかし、教諭は職員室で「当該生徒は皆と一緒に出来ない、勝手な練習をしている、集団行動が難しい」と吹聴した。
06. 2014年7月～：陸上部活動では継続して生徒1人だけ大会への移動バスに乗せなかった。そして、教諭自身の指示で生徒をバスに乗せなかったにもかかわらず、他の部員には「生徒は皆と一緒にバスに乗りたくないのだ」と言っていた。
07. 2014年7月：県中総体3日目、教諭は前日に母親から生徒は競技開始の9時前に到着することを連絡されていたが、9時前に到着した生徒に対して「なぜ集合時間の7時に来なかった、遅刻だ。何で遅刻した。」と言い、皆の前で非難した。
08. 2014年8月：東北大会において、生徒を1人だけ郡山への移動バスに乗せず、新幹線で移動させた。その際、学校には「生徒の都合で別行動となる」と伝えた。また東北大会への移動費は、本来、全額支給されるが、この時は引率する保護者の旅費、宿泊費も含めて全額自己負担させた。その際、教諭自ら学校に依頼して生徒の旅費の補助金を支給させ受け取っているが、それを生徒に渡さず、本人と保護者の了解無く他の目的に使ったと言いつつ、それを証明する領収書は無かった。
09. 2014,2015年9月：全校応援での盛岡市陸上競技大会（以下 市中陸上）参加の際、生徒は100m走の選手として参加したが、教諭は生徒にだけ他の選手には行われるタイムテーブルなどの必要な説明をせず、当日のプログラムや選手用のプリント（参加要項）を渡さなかった。さらに、何の情報も持たない生徒への当日のサポートも全くなかった（1年生、2年生の2回）。
10. 2014,2015年9月：市中陸上参加の際、生徒は100m走の選手として参加したが、生徒を1人だけ選手用バスに乗せず、応援団のバスで移動させた（1年生、2年生の2回）。その際、生徒と保護者への理由の説明は無かった。
11. 2014,2015年9月：市中陸上参加の際、100m走の選手として参加した生徒を1人だけ選手用テントに入れず、応援団席で皆と一緒に応援させ、そこから競技に参加させた（1年生、2年生の2回）。その際、生徒と保護者への理由の説明は無かった。
12. 2014,2015年9月：市中陸上参加の際、生徒は100m走に出場し、1年時は全体の2位、2年時は全体の1位であったが、教諭は1年時、2年時ともに当該生徒1人だけ競技終了後の選手の集合写真（大会参加の記念写真）に入れなかった。
13. 2015年8,9月：2年時の市中陸上参加の際、生徒1人だけ大会前の練習をさせなかった。その際、生徒と保護者へ理由の説明は無かった。また、教諭自身が生徒に「練習には来るな」と指示したが、周囲にはそのことを伝えず、「生徒はサボっている」と思わせる言動をしていた。
14. 2014年9月：ジュニアオリンピック（JOC）の県代表リレーのメンバーに生徒が選ばれた際、教諭は選手として出場す

る可能性のある生徒に「どうせ補欠だから辞退しろ」と言い、さらに「JOC に行くなら水泳部に転部しろ」と母親を恫喝した。結果、生徒は JOC 参加を辞退せざるを得なかった。しかし教諭は補欠が駄目だと思っていたわけではない。何故なら、その前月に教諭の長女は他校の 400m リレーの補欠として全日本中学校陸上競技大会に参加していた。

15. 2014 年 9 月：1 年時、盛岡市新人陸上大会で生徒と保護者には事前の連絡をせずに、当日の朝 5 時 44 分に 6 時 20 分集合のメールを母親に送った。母親は寝ていたためメールに気づかず生徒は 1 人だけ大会に参加出来なかったが、教諭は自身が前もって連絡しなかったことを周囲には言わず、「生徒は無断欠席だ」との汚名を着せた。
16. 2014 年 9 月：新人大会の 3 日前には陸上部の父母会があったが、教諭は生徒の保護者には連絡せず、保護者は父母会に参加出来なかった。
17. 2014 年 10 月：水泳部への転部届けのために生徒が陸上部顧問の認印をもらいに職員室に行った際、教諭は他の教職員の前で転部届の内容（転部の理由、転部後の抱負・目標）を大声で読み上げ、「お前がチームワークかよ、笑えるな、ははっ」と嘲笑した。
18. 教諭は、常習的に、複数の陸上部員（調査で確認されたのは 4 人）に対して同様のハラスメントを行い、陸上部を退部に追い込んだ。

※調査では、2014～2016 年度に陸上部に在籍した生徒 41 人中 9 人が中途退部していた。退部の理由は、4 人は教諭によるハラスメント、1 人は自己都合、4 人は不明であった。また教諭のハラスメントの様態においては、同一期間でのターゲットは常に 1 人で、1 人辞めたらまた次を虐めるとい手法が見てとれ、その間、他の生徒とは良好な関係を築いていた。そうすることで、被害生徒と保護者が被害を訴えても他の生徒・保護者が教諭を擁護するため、むしろ声を挙げた生徒・保護者が悪者となり、教諭のハラスメント行為が問題化しづらい状況が醸成されていた。

短期間で合計 18 項目、市中陸上は 1 年生と 2 年生の 2 回、計 22 件の加害教諭による『生徒や保護者の気持ちや人権を無視し、生徒の人格を否定するハラスメント（いじめ、虐待）行為』が確認された。その中で、盛岡市教育委員会は 15 項目、岩手県教育委員会は 18 項目を不適切言動・行為と認定した。

付.2 岩手県教職員コンプライアンスマニュアル 懲戒処分等の標準処分例

懲戒処分等の標準処分例

この懲戒処分等の標準処分例（以下「標準処分例」という。）は、県教育委員会が任命する職員（以下「職員」という。）が全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分等の量定を明確にすることにより、非違行為の防止を図り、もって県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

第 1 基本事項

- 1 この標準処分例は、職員が行った非違行為に対して適用する。
- 2 懲戒処分等の種類は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分として行う免職、停職、減給及び戒告並びに次項に定める訓告及び口頭注意とする。
- 3 訓告及び口頭注意は、職員が再び非違行為をすることがないようにその将来を戒めるために行う事実上の行為であり、訓告にあっては訓告書を交付して、口頭注意にあっては所属長等が口頭により行うものとする。
- 4 この標準処分例は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり、具体的な処分量定の決定に当たっては、次の各号に掲げる事項を参考に判断するものとする。したがって、個別の事案の内容によっては、標準処分例に掲げる量定以外の量定とすることもあり得る。
 - (1) 非違行為の動機、様態及び結果
 - (2) 故意又は過失の程度
 - (3) 児童生徒、保護者、他の職員及び社会に与えた影響
 - (4) 非違行為を行った職員の職責
 - (5) 過去の非違行為歴
- (6) その他、日常の勤務態度や非違行為後の対応等
- 5 次の各号に掲げる場合は、処分量定を加重することがある。
 - (1) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が高いとき
 - (2) 非違行為により県に与えた損害が著しく大きいとき
 - (3) 過去 2 年以内に懲戒処分を受けたことがあるとき
 - (4) 過去 2 年より前に類似の非違行為を行ったことを理由に懲戒処分を受けたことがあるとき
 - (5) その他、非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に加重すべきものがあると認められるとき
- 6 次の各号に掲げる場合は、処分量定を軽減することがある。
 - (1) 非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - (2) その他、非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- 7 標準処分例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、これらについては、標準処分例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。